

# 会報

令和7年4月号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei\_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.com>

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 本田浩基

拝啓 春光の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私儀このたび一月三十日当組合理事会において、山添浩平の退任に伴い、理事長に選任され就任いたしました。

当経営センターは、当初の理念である中小企業の駆け込み寺として、職員一同力を合せて会員の皆様のお力になりたいと考えております。

つきましては、身に余る大役ではございますが、専心努力いたす所存でございますので、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

早速拝眉の上ご挨拶申し上げますところ、失礼ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

謹白

協同組合 大阪中小企業経営センター  
理事長 本田浩基

税務・労務・行政・法律の  
ご相談と手続きは、当経営センター  
まで、お待ちしております。

★弁 護 士	井 上 健 策
★税 理 士	本 田 浩 基
★司 法 書 士	法 常 博
★社会保険労務士	山 添 浩 平
★行 政 書 士	本 田 浩 基



只今、当組合では、新規組合員を募集しております。お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介くださいますようお願い致します。

賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせください。よろしくお願いいたします。

# 令和7年度税制改正(案)について

## 税 務

～はじめに～

令和7年度税制改正法案が3月4日、「基礎控除の特例」の創設を盛り込んだ与党の修正案を反映し衆議院で可決されました。税制改正案が国会審議により修正されるのは異例であり、政府が国会に提出した当初予算案が国会審議で修正されるのは29年ぶりとのことです。

### 1. 基礎控除 (修正案)

当初改正案の基礎控除額58万円から下記の合計所得金額に応じてそれぞれ上乘せされます。

なお、この修正案により、所得税の非課税枠(年税所得税額0円)は、給与年収のみの方については、現行の103万円から160万円まで引き上げられます。

(基礎控除95万円+給与所得控除65万円)

納税者本人の 合計所得金額	現行	当初案	修正案【基礎控除の特例①～④】		
			合計所得金額※2	控除加算額(当初案58万円に加算)	控除額(当初案+控除加算額)
2,350万円以下	控除額 48万円	控除額 58万円	① 132万円以下	37万円	95万円 ※1
			② 132万円超 336万円以下	30万円	88万円 ※1
			③ 336万円超 489万円以下	10万円	68万円 ※1
			④ 489万円超 655万円以下	5万円	63万円 ※1
			⑤ 655万円超 2,350万円以下	加算なし	58万円 ※1
2,350万円超 2,400万円以下	控除額 48万円		税制改正及び修正案の影響なし		
2,400万円超 2,450万円以下	控除額 32万円				
2,450万円超 2,500万円以下	控除額 16万円				
2,500万円超	なし				

- ※1 ①の上乗せは恒久措置で、②③④の上乗せは、令和7年及び令和8年の時限措置で、令和9年以後は控除額58万円となります。
- ※2 基礎控除の特例の対象を給与のみで見た場合、①は年収200万円相当以下、②は200万円相当～475万円相当以下、③は475万円相当～665万円相当以下、④は665万円相当～850万円相当以下が該当します。

## ～適用時期～

基礎控除の特例は令和7年12月1日に施行され、給与所得者については令和7年12月の年末調整で適用されます。具体的には、令和7年分の給与等でその最後の支払いが12月1日以後であるものについて適用されます。

従って、令和7年分の給与等の支払いが12月1日前となり年末調整を行う場合は、従前の例によるとされています。

また個人事業主等は、令和7年分の確定申告より適用されますが、令和7年分の所得税の準確定申告等を行う場合は、同日より5年以内に更正の請求を行うことで適用することができます。

## 2. 退職所得控除の見直し

退職所得控除の調整規定では、退職手当等を受ける年の前年以前4年以内に他の退職手当等の支払いを受けている場合には、その重複する勤続期間を控除して退職所得控除額を計算していました。今回の改正ではDC一時金（確定拠出金）の支払いがある場合には、そのDCの支払いからの調整期間においては4年から9年へととなりました。

### ～ケース1～

①60歳で退職手当等を受取 ②65歳で他の退職手当等を受取

●②について、①より5年経過のため調整期間非該当

### ～ケース2～

①60歳でDC一時金を受取 ②65歳で退職手当等を受取 ③70歳で他の退職手当等を受取

●②について、①より9年以内のため調整期間に該当

●③について、①より10年経過し、②の期間からは5年経過のため調整期間非該当

### ～ケース3～

①60歳でDC一時金を受取 ②65歳で小規模企業共済の解約手当金等を受取  
③70歳で他の退職手当等を受取

●②について、①より9年以内のため調整期間に該当

●③について、①より10年経過し、②の期間からは5年経過のため調整期間非該当



# 子の看護休暇が改正

令和7年4月1日から、育児・介護法が改正され、「子の看護休暇」が「子の看護等休暇」へと名称を新たに、大幅に改正・拡大されます。



## ★対象となる子の範囲拡大

現行法では「小学校就学の始期に達するまで」の子が対象でしたが、改正後は「小学校3年生修了まで」の子が対象となります。

## ★取得事由の拡大

これまでは、子の看護休暇を取得できる事由は、子供が「病気・けが」をした場合と「予防接種・健康診断」を受ける場合に限られていました。改正後はこれらの事由に加え、下記の2つが新たに取得事由として追加されます。

### ① 感染症に伴う学級閉鎖等

学校保健安全法に基づき、学校が臨時休業となる場合や、感染症により出席停止となる場合も休暇取得の対象となります。例えば、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症が流行し、学級閉鎖になった際が該当します。

### ② 入園（入学）式、卒園式その他これに準ずる（※1）式典

幼稚園や保育園、小学校の入園・入学式や卒園式への参加が、休暇取得の対象となります。これまで、これらの行事への参加のために有給休暇を取得していた方も、子の看護等休暇を利用して休めるようになります。

※1 「式典」とは一般的に、行事ごとを行う式を意味しますので、例えば運動会や授業参観日などの日常的な学校行事は該当しません。

## ★労使協定により除外規定の見直し

現行法では労使協定を締結することで継続雇用期間が6か月未満の従業員を子の看護休暇の対象者から除外することができました。しかし改正後はこの「**継続雇用期間が6か月未満の従業員を除外できる**」という規定が撤廃されます。

これにより、入社間もない従業員でも子の看護等を取得できるようになります。ただし「週の所定労働時間が2日以下」の従業員については、引き続き労使協定による除外が可能です。

## ★取得可能日数や賃金など変更なし

	条 件
取得可能日数	1年間に5日、子供が2人以上の場合は10日
取得単位	1日単位または1時間単位での取得が可能
賃 金	有給とするか無給とするかは企業の判断に委ねられる ※就業規則等で、周知しておく必要があります。

子の看護休暇を1時間単位で取得する場合には、始業時刻の最初から連続して取得するか、または終業時刻の最後まで連続して取得することとされています。したがって、所定労働時間の途中で1時間単位で看護休暇を取得（中抜け）することは認められていません。

### ～従業員への周知徹底～

改正内容を従業員に正しく理解してもらうために、説明会や社内報、メールなどで周知を徹底し、従業員が安心して利用できる体制を整えることが大切です。

# 健康保険料率&雇用保険料率の変更!

令和7年3月分(4月納付分)より  
健康保険の料率が変わりました!

3月分以降の健康保険料率・厚生年金保険料率は下記の通りです。

- 健康保険 10.24% (本人負担分5.12%) 介護保険該当なし
- 健康保険 11.83% (本人負担分5.915%) 介護保険該当 ※
- 厚生年金 18.30% (本人負担分9.15%)

※介護保険該当者は40歳以上65歳未満の方です。

●令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率

		負担者		①+②
		① 労働者負担	② 事業主負担	雇用保険料率
事業の種類	一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
	農林水産 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
	建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

労働保険の年度更新について



労働保険事務組合、協同組合大阪中小企業経営センターに委託されている事業主の皆様には、4月頃に「お知らせ」を郵送させていただきますので宜しくお願い致します。





# 引き続き募集しております 建設業一人親方の皆様へ

当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると仕事や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、

休業補償（休業4日目以降）や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。



尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。



中小企業経営者の  
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

## 安心の材料をご提供します。

### 小規模企業共済制度

● 制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

### 経営セーフティ共済

● 中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
- 3 掛金は税法上**損金（法人）または必要経費（個人事業）**に

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

Be a Great Small.  
中小機構

オンラインで  
加入申込み  
受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。  
制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模企業共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索



安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で  
積立をしたい

## 制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

経営者のための  
退職金制度です!

※ 詳しくは、ホームページまたは  
パンフレットをご覧ください  
共済相談室 TEL. 050-5541-7171  
【受付時間】 平日 9:00~17:00

## オンラインで加入申込み受付中

加入後の一部手続きも**オンライン**  
で可能。

掛金払込証明書の電子交付、掛金月  
額の増額減額、住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は

2次元コード又はホームページから  
ご確認ください。



Be a Great Small.  
中小機構



2024.9



無料法律相談の日程は、下記の通りです。

ご相談ご希望の方は、相談日の二日前までに予約が必要ですので、  
当経営センターまで、お気軽にお電話でお申込み下さい。

		担当弁護士	時間
4月	3日(木)	井上 健 策	午後5時~
5月	8日(木)	井上 健 策	午後5時~
6月	5日(木)	井上 健 策	午後5時~
7月	3日(木)	井上 健 策	午後5時~

